

この法律案は、今回の補正予算に關連いたしまして、一般会計から食糧管理特別会計への繰入金の限度額を百一億八千七百九十万円だけ拡張しようとするものであります。その内訳を申し上げますと、第一は、昭和二十五年年度において農業災害補償法に基く農作物共済にかかるとる共済掛金の標準率の改訂に伴いまして、共済掛金の消費者負担分の増加に相当する金額一億八千七百九十万円を、食糧管理特別会計が負担することとなりまして、これに相当する金額を一般会計から同特別会計に繰入れることとするものであります。

第二は、食糧の消費者及び生産者価格の改訂措置等に伴つて生じます食糧管理特別会計の支払い資金の一時的不足額を補填するため、百億円を一般会計から食糧管理特別会計に繰入れることにいたそうとするものであります。なお支払い資金の一時的不足額を補填するための百億円につきましては、後日食糧管理特別会計から、予算の定めるところによつて一般会計に繰りもどすこととなっております。

以上がこの法律案の提出の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○夏堀委員長 次は食料利益配当等臨時措置法を廃止する法律案、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案、農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支払財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案、及びただいま提案趣旨の説明を聴取いたしました食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計

から繰入金に關する法律案の一部を改正する法律案の四法律案を、一括議題として質疑に入ります。

○奥村委員 ただいま議題に供された各法案のうち、食料利益配当等臨時措置法を廃止する法律案は、質疑も盡されたことと存じますので、この際質疑を打ち切り、討論省略の上採決に入られんことを望みます。

○夏堀委員長 奥村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○夏堀委員長 御異議ないようでありますからさう決定いたします。

食料利益配当等臨時措置法を廃止する法律案につきまして、賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○夏堀委員長 起立議員。よつて本法は可決されました。

まず一つの法案について、その法案の種類または内容等によつていろいろ違ふところがあると思いますが、これを内閣提出とする場合に、いろいろの現象から見て、あるいは法的な手続を見て、当委員会に上げるまで何日の日数がかかつておるか。たとえばいせん上つた食料利益配当等臨時措置法を廃止する法律案と仮定いたします。こういうような場合に、これを本委員会に持つて来るまでにどのような法的な手続を経て、そして何日の日数を要してここに持つて来るか。いわゆる法案を当委員会に持つて来るまでに要する日数を伺いたいのではありませんか。

○西川政府委員 たいへんおしかりと申します。夜を日についで御審議を願つておるのでございますが、今度の法案は案の趣意としては講和會議に關する法律案を主体として、出したと思つておつたのでありますが、これに關して予算關係も補正予算がありまして、これにまた關係する法律案が多数ございまして、この法案の内容が一々におきましては日数が相当違つております。まず法案をつくる前にはやはり相當司令部と折衝をして、それから閣議にかけまして、今度は司令部のオーダーをとるといふようになっておりますから、法案によつて相当日数が違つておると思ひます。

○大上委員 わかつたようなわからぬような御回答ですが、それからもう一つ要望したいと思ひます。まず第一にいせん申し上げましたところの法案にいたしまして、政府当局はたとえば電話一本でいろいろ資料が寄ると思ひます。政務次官が必要とあれば理財局長なり、理財局長がさらに經濟

課長を通して各部下なり、あるいは政府の公務員を動員して資料がとれ、これが是なり非なりという判定がつくのです。ところがわれわれ国会議員の場合には、いろいろ他の仕事もあるし、他の委員会の掛持ちもある。ここにばつと法案を出されて来て、ある程度の日数の余裕をちやうだいしないか。つたならば、どのようにわれわれが感覺を働かしても、どのようにからだを動かしても資料がなか／＼寄らないの

でございませう。そこで審議の万全を期するために、もう少しこの提出法案を計画的に早く出してもらいたいといふことを、特にお願いしたいのでございませう。それについて政府当局のお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○西川政府委員 これは結局司令部がある關係で、これに附屬すると思ひますから、いづれ講和が終りましたらこれは必ず促進できると思ひますが、現段階におきましてはこれよりしかたがありませんが、できるだけ努力させていたきたいと思ひます。

○内藤委員 資料をひとつ要求したいと思ふのでありますが、食糧管理特別会計に關する法律につきまして、昭和二十六年度年度の食糧の需給關係、それから輸入食糧の狀態並びにそのための資金などの資料を、ひとつ農林省から出していただくようにお願いいたします。

○深澤委員 食糧管理特別会計の法案に關係しまして、今内藤委員からも資料の請求がありました。それに付け加へまして、最近における中間經費の具体的な資料を御提出願ひたいと思ひ

ます。

○奥村委員 農林省の農政局長、農業保險課長がお見えでありますから、昨日配付された資料は基いて二、三お尋ねいたしたいと思ひます。

昨日配付された農業災害補償制度に關する件についての資料であります。が、全国各府県の農業共済組合連合会の不足金、總額で約二十億に近い赤字を出しておるということでありませうが、この赤字は今どうなつておるか。おもにこれは農林中央金庫から借り入れておると聞いておるのであります。が、どういふ金額になつておるか。それと、これは相當利子を食ふものであると思ふのですが、こういう利子負担はどういふふうになつておるか。あるいは政府からでも補助するの。この点をお伺ひしたい。なおまたこの二十億に近い赤字を今後いかに整理解決するの。その点の政府の御方針を承つておきたいと思ひます。

○東郷政府委員 農業共済組合連合会に十九億の赤字がありましたことは現実であります。これは過去におけるいろいろの原因によるのであります。が、赤字が出ました根本というものは、連合会というものは結局通常標準被害率までの責任を持つておるわけですが、従いまして異常の年が連続いたしますと、標準被害率までの保險責任は持つておるわけでありませう。連合会に入ります収入というものは、通常共済掛金標準率の一つの基礎として出した収入より入らない。そこで長期にこれを考えますと、均衡するといふ見積りをしておるわけですが、短期に見て参りますと、そこに異常の年が續きま

九億の赤字も、これを長い目で考えれば、九億の赤字は、收支の均衡がとれることになるはずであります。もちろん過去の統計を一つの手がかりにしまして将来を予想するのでありますから、将卒の掛金率というものが合理的であるかどうかといえます。これは自然事故でありまして、なか／＼むずかしいのであります。りくつといたしましては收支が合うはずであります。しかし短期に見ますと、そこに連合会そのものが借金がふえまして重圧になります。それを織り込みまして利率改訂をいたしますと、また農家の負担がふやるといふような問題等がありまして、この十九億の赤字の問題はどうするかということについては、奥村さんのおっしゃいましたようなりくつもありません。この赤字を早く消して建て直すという、一つの政策的な見方も立ち得るのではないかと思ひまして、そこらがまだ政府としては決定していない点なのであります。

○奥村委員 この農業共済保険の赤字はここ二、三年前にたしが一度国の方で埋めたはずだと、私は記憶しておるのであります。それからまたこれだけできた。これまた国にしりぬぐいをしてもらわなければならぬというよりなお考へのようにあります。それならさらに一步進めて、この赤字のままで行つてこの農業共済保険が活発に運営できるのか。ただいまの御答弁によらず赤字は保険料率と実際の災害とのずれによつて出たのであるから、將來長い目で見てもれば料率の引上げによつて埋めることはできる、こういうことから、今解決せずに赤字は赤字のままにしておいて、今後活発にこの農業共済

保険が運営して行けるのかどうか。これ以上農林中金が金を貸せるのか、そういう点御答弁を願います。

○東郷政府委員 赤字には特別会計の赤字と連合会の赤字があります。特別会計の赤字につきましては、農業保険におきましては、異常事故が起りました場合は国が必ず責任を持つ義務があるわけでありまして、事故が起つた場合にはどうしても国が支払う義務があります。従いまして、それにつきましては一、一般会計からの繰入れをお願いしているわけでありまして、われわれといたしましては、たび／＼の一般会計からの繰入れということに問題がありますので、利率そのものに、異常、超異常に安全割増しというものを付けまして、平素から安全割増分というものを繰入れまして、一時的な大きな繰入れを、年々の繰入れに直して行つたらどうかという考え方が一つあるわけでありまして、連合会の赤字分につきましては、これは先ほど申し上げましたように国の責任でありまして、で、りくつから申しますと一時借入金で行かなければなりません。そこで、こういうものがいつも問題になりましては、現実金に金の支払いが遅れるという農家の問題がありますので、そこでやむなくこの矛盾を基金制度で切り開いて行つたらどうかということ、国につきましては二十五億の基金制度が昨年来できました。それは、一時の赤字をこの基金で補填して行き、次の年が異常な年でない場合には利益として出て参りますので返すという、そういう超均衡理論から基金制度が設けられたのであります。そこでこの基金の額をどうするかという問題が今後の問題にな

つて参りますが、ただいまのところは二十五億の基金を持つております。それと同じような意味におきまして、連合会そのものが一時的な赤字が出る場合の支払い遅延を来さないようにという意味において、連合会にもやはりそういう基金制度を設けた方が、運営がより楽になるのではないかと、この折衝いたしておるのではありません。こういう形ができますと、ここで保険制度が、長期の均衡と一時の赤字というものが運用上うまくつながるのでないか、こういうふうな考えをしております。十九億というものは実は過去の赤字でありまして、そういう制度がないときの統計被率率から出たもので、連合会の責任でありまして、この問題の解決は利子補給ということに国家が負担しておりますが、元本の根本の問題につきましてはどう処理するかという問題は、政府としてまだきまつていない現状であります。

○農林委員 この連合会の十九億の赤字は保険勘定だけの赤字であつて、そのほかに事務費の赤字が相当あるというお話が昨日あつたが、事務費の赤字は全国各連合会総計してまだ幾らあるのかを伺います。

○鶴川説明員 事務費の關係の分はちよつと今手元に資料がございませんが、こういうふうに大きな金額ではございません。これは大体が附加金等であつておきまして、ほとんど億というよう大きな金額にはなつておりません。

○農林委員 農業災害保険特別会計の昨年度、今年度の予算書を調べてみたのでありますが、この特別会計の財産目録と申しますか、資産、負債、そう

いう勘定が全然予算書には添付されておらぬのであるが、この農業災害保険の特別会計には、そういう資本金といふか財産といふか、そういうものはないのか、一年々で区切つて行くのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○鶴川説明員 毎年度ごとに区切つております。勘定といたしましては、特別会計法で詳しく出ておりますから、それによつて経理をいたしております。剰余が出て参りますと、それは積立て等の方法によりまして処理いたしております。それから年度をまたがりましての問題の分につきましては、家畜とか麥のように、三月末で保険の責任は次の年度へ持つて行かなければい

かぬ、かようなものにつきましては、その責任分を次年度へ未経過保険料のような形で、繰越して参るといふような措置をいたしております。毎年ごとに農業勘定、家畜勘定というように切つております。これは農業共済再保険特別会計法、昭和十九年法律第十一号で規定いたしております。それから勘定といたしましては、第二條に再保険金支払基金勘定、これは先ほど局長も説明しました二十五億の本年度から出ました分でございます。そのほかには農業勘定、家畜勘定及び業務勘定、業務勘定と申しますのは、保険の仕事をする上に必要な経費を見ているのであります。あとは農業、家畜という二つの掛金、保険料と支払いという大きな操作をする勘定であります。こういうふうに四つに分けております。

○農林委員 最後に保険料率についてお伺いいたします。特に水稻の保険料率を最近に政府は変更されるということとありますが、その際においてどう

いう方針で行かれるのであるか。昨日も同僚小山委員から質疑が出たのであります。全国的な考慮はなさらずに、全国一律になさるのであるかどうか。昨日の小山委員の御質疑にあつては、宮崎県のような年々歳々災害の多い地区と比較的少い地区を同じ率で行くのか、こういう質疑であつたが、私はまた別に二毛作の地帯と寒冷卑作地帯、これを同じような考え方で行くのか。同じ災害でも、寒冷卑作地帯では一回災害が起ればその年はもう取返しがつかぬ。しかし二毛作ならば、たとえば米で災害を受けても、裏作でまた補いがつく。つまりその保険料金を負担する農家の負担力においては、寒冷卑作地帯と二毛作地帯における負担の能力に相当相違がある。單なる保険の事業であるならばそういうことは考えられぬが、少くとも国家補償の建前でありまして、また相当社会保障的な性質を持つております以上は、農家の負担能力に應じた考慮が払われなければならぬ。この点を今回のこの保険料率を改訂されるに於いて御考慮なさるかどう

うか。また御考慮なさるとすれば、どういうふうな考へておられるか。その点をひとつ伺ひたいしておきます。

○東郷政府委員 水稻の掛金標準率は五年ごとに更改いたすというわけでございますが、保険制度は水稻と陸稻、麦とやつておるのであります。各品種別にきめて行く。来年度はちよつと陸稻が五年目に当りますので、掛金の料率を改訂する時期が参つております。われ／＼といたしましては、今までの考へ方からいつて、掛金率そのものについては、そう大きないわゆる政治的考慮は加えない。過去二十年の被害

の統計で、最近の方にウェートを置きまして、これによつて一つの被害率というものを算出する。全国平均で申し上げますと、掛金標準率というものは六・八二〇％、従来は五・〇五八％というように実は考へております。これが要するに全体としての掛金標準率でございまして、この掛金標準率に對しまして、国と農家とがどう負担するかという負担区分の問題は、若干政治的問題になるのであります。今のところ被害率その他が少いのは鳥取県——従来は富山県でありましたのが、今度は鳥取県になりました。鳥取県の例で申しますと、この掛金標準率は非常に小さくなつております。その一番小さい鳥取県の通常の共済掛金標準率を、全部の農家に持つていただくという考へ方を持つておるのであります。そのうちでちよつと技術的になります。通常共済掛金標準率に安全割増分というのがあります。従来はこの安全割増分を含めたものを全国の農家が持つたのであります。来年は通常安全割増分というものをこしらえて、全国最低の掛金標準率を全国の農家に持つていただく。それ以上越えまして異常分を含めたものを、政府と農家が半分ずつ持つという考へ方をしております。もちろんこまかく見ますと、異常分にも安全割増分をつけ足しますから、超異常分にも安全割増分というものがございまして、こういうものは国が持つて行くという考へ方を持つております。そういたしますと、掛金を出したものが全国のためにプールされるので、被害の非常に少い県等において、掛金が高くて若干の不平があつたという問題等に

しの水稲の掛金徴収につきましては、実は融資の関連もございまして、非常に努力されたわけでございまして、まだ全部終わっていない県も相当数に上つておるような現状でございまして。大体めんどろな県を除きまして、もう災害の出で参つておる県もあるような次第でありまして、收穫も終りまじわでございまして、おそくとも十一月には大体完納の域に大部分の県が達する、かようなことで、償還状況の關係もありませんので、督促いたしております。例年特に末端のものが吸い上つて参ります関係もありますが、おそくとも十月末、十一月ごろには完納をすつと見て来ておるような次第でございまして。

○深澤委員 統計的に見まして、毎年毎年あらかじめ予定されたものは完納されて来ているのですか。それとも幾分は掛金がかけられないという面が、出ているのではないかとというように考えるのですが、全部完納しているわけですか。

○鶴川説明員 納まつていないようなごく異常な例も聞いておりますが、大体趣旨の徹底に努めて、完納に行つておるように聞いております。ごく例外は村の中の事情等もありまして、代表者の方が納めておられるとか、農協の方で何とか融通してやつておられるという具体的な例も聞いておりますが、組合としては徴収を終つておるような報告を受けております。

○深澤委員 その数字が完納されているというところで、この制度がずっと農民に徹底されているというぐあいにお考えになつたら、これは大間違ひでありまして、実情は農民がかけていないという町村が非常にたくさんあるか

ら、災害があつた場合に上から下つて来る災害補償金と掛金と相殺して、その差額を町村の各共済組合が持つて帰るといふのが非常に多いのであります。従つて町村の共済組合では、この問題を一つの仕事としてやつております。農民自体の中に共済制度として入っていないというところに問題がある。これが全国の各町村へ参りまして非常に多いわけですから、それが善意に行われておるのでありますならば、非常にけつこうであります。それが、悪意に行われておる場合におきましては、共済組合といふものは、農民の怨嗟的になり、幾多の不正事件が起つて来るという可能性があるのであります。そういう点について農林当局はどういうふうにお考えになりますか。

○東畑政府委員 掛金徴収が遅れたために、ある災害が起つた場合に、災害に支払うべき共済金を、掛金から徴収してしまふという例が全部じやないかというお話であります。そういう例が一部あることは私も聞いております。これ自身は決して農民のためにならないのであります。もとはや保険共済制度をよく理解して掛金を払つて、災害が起つた場合に完全にこれを償補するといふのが建前でありまして、金の支払いが遅れますと、やむなく支払うべき共済金を差引いて渡す、こういう事例があることは私は遺憾であります。こういうものにつきましては各県等をよく督促いたしまして、またわれ／＼も人を派遣しまして、末端のそういう事例等につきましても、絶えず注意を喚起しておるような次第であります。根本はこの制

度がやはり農民のものになつて、農民自身によく理解していただくということが根本でございまして。災害補償法ができてまだ五年でございまして、従つてこの点の普及徹底がまだ欠けている点がありますが、この点は十分われわれも今後大いに普及をいたしたいというつもりであります。

○深澤委員 それで政府負担分に対する国庫の基金といふものは、大体二十五億といふものが準備されておるのであります。この連合会の収支を調整するためのプール基金といふものですか、これはあらかじめ政府は案を考へられておるようでありまして、これはいつ具体化するのか、あるいはどこからこの基金を持つて来てこの制度を確立するの、そういう点についての御方針が御決定でありましたならば、ひとつお聞きしたいのであります。

○東畑政府委員 連合会の基金制度につきましては、十九億二千万円の赤字を解決する問題がございましたときに、閣議をいたしまして何かここに連合会に基金制度を設けたいという閣議決定を、実はいたしておるのであります。その線に沿ひまして、農林省といたしましては一応の案をもつて、大蔵当局と折衝いたしておりますけれども、政府としてこれをまだお話し上げる段階に至つていない次第であります。

○深澤委員 もう一点、非常にこまかい問題であります。被害の標準を決定する場合におけるやり方ですが、この被害の問題は、これは供出問題等からみまして幾多議論のあるところでありまして、そこで現在政府が被害の標準として供出の場合に一番採用するのは、作報の被害調査が基本になつてい

るようであります。ところがこの作報の被害調査といふものが、やはり農民が納得できない被害調査が行われてゐることは、これはもう過去の供出關係に携つた者は、すべて承知しているわけでありまして、従つて県の被害調査と、作報の被害調査と、食糧事務所の被害調査といふものは、いつも食い違ふといふことがある。ところがこの農業共済保険の方の災害は、どこに基準を置いて被害といふものを算定せられるのかといふことが、問題になつて来ると思ふ。そこで従来一体どこに基準を置いて、この災害の実情をつかんで来られたか。今後は一体どの機関が調査したものを、被害の実態として保険の対象として行くのか、そういう点についてのお考えをお聞きしたい。

○鶴川説明員 損害の評価につきましては、損害評価委員といふものを、組合の段階、連合会の段階に置いております。これは組合といたしまして、大に村におきましては二十人から二十五、六人という方々でございまして、いわゆる部落代表的な方々と、経験者と申します。村で目ききの確かな人、技術的な作報の報告員、あるいは食糧事務所の検査員、かような方々と組合のその方の技術員、かようなものでもつて構成いたしております。これに損害評価委員といふものを国から示してございまして、これによりまして、もとに定めます何石という基準收量の立て方をきめております。それに対しては、何石というのとれ高の收穫直前の、刈取り前の検見を中心といたしまして、評価委員が大体少くとも三人ないし数人が一班を組織しまして、あらかじめ検見案を統一いたしまして、收

穫直前の何石取りといふことをいたします。これが末端では三割からの被害を各筆ごとに見て参る規則になつておりますので、何割評価といふものを選びます。一筆ごとの野帳によりまして、これを集計いたしまして、これを全部組合でまとめ、連合会でまとめ、われわれ最終の数字を受けております。これが正しく出て参るようには講習会もいたしまして、また訓練もいたしておる実況でございまして、これが正しいものであります。また、場合によりまして本省まで野帳を送らせまして、そうしてその指導通りやつておるかといふことを見まして、その通り受取れば、われ／＼はその通りお払いするという方針によりまして、正しい評価が自主的に出て参るというところを奨励し、現にそうやつておるところについては、これは政府の責任分といふような關係からいたしまして、自主的な評価を尊重するといふことにいたしております。ただ参考資料といたしましては、時期が遅れて参りますので、作報の資料もございまして、食糧事務所、県庁、こういったものも不審の場合は参考に照合いたします。また氣象台の風の流れとか、あるいは雨量とか品種に対するいろいろの時期の問題、かような点を実は責任をはつきりさせるために、資料としてはとることがございまして、あくまでも民主的な評価を尊重して、しかもこれが正しく行われるように指導して参りたい、かように考えております。

○三宅(則)委員 私は農業共済保険につきまして、最初に農政局長、次に畜産局長に伺いたいと思ひます。第一に申し上げたいことは、農業共

済保険金が従来早く支払われない。たとえ十箇月ぐらゐ過ぎないと支払われない、こういうことを聞いておられるのでありまして、災害が確定したならば、三箇月ぐらゐのうちに払うように、当局が努力したらよろしいと思ふのであります。その点については、どういふ形式で長く時間がかかるのかというのを聞きたいのが第一点。

また私は愛知県の出であります。愛知県におきましては、海岸には近年まれなる高潮、また稻熱病というやうなことで大凶作になつております。今までは災害が少かつたのであります。今までは、このやうに災害が起つたときには、保険金の支払いの方も割合に増してもらいた、このやうな点はどう考へておりますかということが第二点。

第三点は、あまり災害がなかつたときには、その災害のなかつた地方に多少歩をもとしてやる、このやうな制度を考へたならばどうかと思ふのですが、農政局長はどういうように考へてなつておりますか。この三点について第一に質問いたします。

○東畑政府委員 災害の起りました場合に、保険金の支払いが非常に遅れるという非難はたび／＼承つておられます。私自身も非常に苦慮いたしておるのであります。その原因等は、結局異常事故が起きますと、国の保険責任に一部参るわけでありまして、その保全の集計といひますか、ある郡が非常に被害が起り、ある郡が被害がないという場合に、全体として県で異常であるかどうかというのをここで見ておるわけでありまして、そうしまして異常が起りました場合は中央に行くし、異常事故でない場合は、その連合会の段階で保険金を支払うということになつておりますので、ある村が異常事故が起りました、県自体として異常でない場合におきましては連合会でプールしていただく。その集計等が損害評価その他技術的な問題がありますために事務能力が欠ける。従つてなか／＼全体としてまとまりが遅い。保険でございまして、救済を見てやる。救済を見て非常に被害が起きた、支払うときはこれを集計して中央に行くものは中央に、県段階でやるものは県段階にというやうに、一つのまとめの事務がなか／＼思ふやうに参らないために、支払いが遅れるというところでございまして。そこでやはり事務能力はもう少し上げて行くという以外に、なかなか解決のむずかしい問題じやないかと思ひますので、督促等を考へておる次第であります。もちろん非常な異常事故が起りました、九割以上の收穫皆無地につきましては、概算払いという制度がございまして、これは即刻政府の方から連合会の方へ金の支払いをいたしております。愛知県の本年の高潮の被害でありますとか冷害とか、そういうものにつきましては非常に收穫が減りまして、われ／＼としまして、それがはたして異常なるかどうかというところについて、いろいろ今研究をいたしております。今後の集計によりまして、もし異常であります場合におきましては、收穫皆無地等におきましては概算払いがございまして、概算払いがでない場合におきましては、支払い等につきましては適正な方法で参りたい。ただ病害虫等の駆除につき

ましては、別途これは農業その他に対する補助金等を交付いたしたいというので、大蔵当局と予算の折衝中でございます。

○三宅(則)委員 それは今の御説明によりまして大体了承いたしました。災害の少かつた年、たとえていうと愛知県のときは、今までは災害が少かつたわけでありまして、そういうときは保険金の一部分を返してやる、このやうな制度を設けたらどうかと思ひますが、農政局長はどういうふうに考へておりますか、承りたいと思ひます。

○東畑政府委員 現在実は市町村共済組合の段階におきましては、無事でもし制度という制度がございまして、積立金というものをつくりまして、無事でもしというものはできるのでございまして。けれども、何分にも災害が多ございまして、制度として無事でもし制度を置くといひまして、現実には無事でもしできないというのが実情でございまして。将来の農業保険制度等に切りかへました場合におきまして、何らかの形でそういう制度ができればいいというふうに考へておりますが、全体として赤字が多ございまして、制度はありまして、なか／＼運用できないうやうな欠陥になつておる次第でございまして。

○三宅(則)委員 畜産局長にお伺ひいたします。昨日課長にお伺ひしたわけですが、牛、馬あるいは乳牛等はちろん保険の対象になるわけがございまして、次に豚とかやぎとかあるいは鶏とか、そういうやうな家畜については、全般的に保険制度を設けた方がよろしかろう、かやうに私は思つておるわけですが、そういう点について

畜産局長は構想を持つておられるかとおられないか。将来の農業立国といひまして米麦は基本であります。畜産というものはそれに次ぎまして重要な食糧の一つであると思つております。そういうものに対してはやはり米麦同様、災害のあつた場合におきましてはこれを免除してやるか、あるいは救済してやるかという制度を設けてこそ、初めて発展すると思つております。構想を持つておられますか、この際承りたいと思ひます。

○長谷川説明員 家畜共済の対象といひましては、單に牛馬だけではないに現在でもやぎ、めん羊、豚等主要家畜につきましてもその対象にいたしております。

○三宅(則)委員 それではそういうことについて私にはちよつと失礼な話であります。鶏は愛知県のごときは非常にたくさんとれるのであります。で、このやうなものにはやはり病気があるのでございまして、そういうやうなものも含めておられますか、そういうやうな。この際承りたいと存じます。

○長谷川説明員 鶏につきましては御承知のやうに飼養形態が非常に多岐にわたりますので、これを技術的にとりまとめまして保険対象にいたしますことは、非常に困難な事情にありますが、現在のところ対象になつておらないのでございまして、将来はひとつ研究してみたいと思ひます。

○清水委員 昨日私が質問いたしました、係が違ふやうな十分な御答弁を得られなかつたのであります。この牛

馬の病災について異常の災害であつたという申出であります。これについて防疫上どういふ処置を講じられたか。また今後どういふ御方針で防疫に当られるか。これを承りたいと思ひます。であります。私どもはこうした災害による二億何千万円の補償をするよりも、これが出ないことが一番国家として望むことであり、また農民がこの金をもらふよりも、この病災にからない方が一番効果があるのでございまして、この防疫対策こそ一番重要な問題であらうと存するのであります。これに対する防疫対策並びに今後の防疫上の御方針について、お伺ひいたしたいと思ひます。

○長谷川説明員 まことにごつともな御意見でございまして。実は御承知のやうに終戦直後の経済界あるいは社会事情の混乱等のために、終戦直後相当の家畜の疾病を生じたことはまことに遺憾と考へておる次第であります。つきましては、実は今春の通常国会におきまして、家畜伝染病予防法を改正いたしまして、御承知のやうに法定伝染病の範囲を拡充いたします。ほかに、特に早期診療あるいは証明書等の発行等によりまして、なるべく疾病の出ないように、あらかじめ予防的な措置を講ずると同時に、また一度疫病が発生いたしましたならば、これをできるだけ小範囲に防止する。さらにまた病気がかりました家畜は、これを早く淘汰いたしまして、これが蔓延を防止するといふやうな各般の点にわたりましたのであります。今度の追加予算にも、これに伴いますところの予算をたしまして、一億数千万円の予防費を

計上いたしておるような次第であります。今後はできるだけ努力をいたしまして、防疫の万全を期したいというふうに考へておる次第であります。

○清水委員 その後におけるこういう病気の発生状態について、十分なる御資料がないでしようけれども、その状況を伺いたいと思います。

○長谷川説明員 ただいま問題になつております輸入の、一つの大きな原因でありました牛の流行性感冒の例について申し上げますと、病気は一昨年頃から急に増加いたしました牛の頭数が、約五十万頭近くあるというような状況であつたのであります。本年は幸ひにこれに對する予防注射が全国に実施されたことによりまして、相當防疫の効果を上げたところと考へております。現在まで私のところに入つております数字によりますと、本年度はわずかに四万数千頭というような頭数でありました。これにつきましても相當の成果を収めたものと考へておるのであります。

なお馬の流行性感冒などにつきましても、試験研究機関を補助いたしまして、この予防対策をさらに研究いたしてまいりますと同時に、先ほど申し上げました家畜伝染病予防法の改正に伴ひまして、殺手当の金額が相當増加せられましたので、病氣にかかりました馬はできるだけ早くこれを処分することによりまして、その蔓延を防止しようといふことをやつておるのであります。これも具體的の数字は今持ち合しておりませんけれども、かなりの成績を上げておると信じておるのであります。

○清水委員 この家畜方面については、いろいろの障害もあるが、私が一番愛着しているところは、家畜、牧畜に対する金融方面が非常に困難にたつておりはしないか。その関係上施設等においては不備な点があつて、病氣が多くなりはないかといふことも憂へておるのでございませうけれども、農政局長は特にこの牧畜方面の金融についてお骨折り願ひ御意見があるか。普通の金融機関をもつてすれば、なか／＼こういう事業に對して金を貸すものがあるまいせん。これは特別に政府資金をもつて、こういうものの金融をはかり、育成をして行くのがよろしいのじやないかと思つておりますが、これに對する農政局長の御意見を伺いたい。

○東郷政府委員 家畜共済制度そのものが、家畜の事故が起りました場合にそれを保障するという制度でありまして、それだけ家畜の担保力がつくのであります。この制度自身が、また家畜の金融がつく一つの裏打ちになる制度であるとは考へております。一般の家畜の金融等につきましても、実はこれは官房長の所管でありまして、私の所管ではありませんが、家畜導入その他につきましても、農林省としても真剣に考慮をいたしておる模様であります。

○宮腰委員 両局長どちらでもけっこうであります。一応伺ひたいことがありましてお待ちしておつたわけでありませう。

実は東北の單作地帯は一年一毛作で、所得の關係が少いために非常に苦しい生活をしてゐるのです。われ／＼も眞と協力いたしまして、多角的農業経営をやらせようといふことで、家畜

の奨励や養蚕の仕事をやらすべく努力して参りました。私は秋田県の山本郡の柏毛村、それから藤澤村あたりは一生懸命努力しまして、めん羊を七百頭ばかりやらせたのであります。ところが、がい／＼毛を刈りまして貯え、これを売却しようとする、これに對する対策が一つもできていません。そこでわれ／＼は農民にうそをついた、こういうことで、農民から恨みをかうような事態が生じています。刈つた毛を織りなつてもあつたところへ持つて行つても対象にしてくれません。なぜかといふと外国の方が安く日本の方が高いのです。そういう關係で会社も積極的でない。そこでわれ／＼は織物や縫うというやうな大会社へ行つて、國策的な見地から、高くてもぜひ買つてほしいのだといふことを申し入れますと、実はそういう考へもないではない。ところがこれは買付公社がありまして、買付公社へ行つてくれと言へば、買付公社へ行つてみると、一年に一本か二本くらい参りまして、相當たまつて金に困つたところを、非常に安く買いたたいて帰つて行きます。そこで農民は、われ／＼が東北の寒冷地帯に對して、多角農業経営をやれと言つても、どうも政治家はうそばかり言つておる。あれだけ宣伝したのに、われわれはこんなに苦しい生活をしてゐるのだといふことで、非常に恨みをかうてゐる次第であります。こういう意図で、各府県單位にこの毛の買入れ協同組合をつくりまして、一氣にまとめて大会社に供給するやうな積極的な対策を持つていただかなければ、農村的な多角農業経営といふものは無意味になつて参りますので、この点について政

府は何らかの考へがあるだらうと思ひます。われ／＼は地方に行つて、どうも政府の政策に積極性がなさ過ぎる、こういうことで恨みをかうてゐる次第であります。こういう問題について政府の考へを伺つておきたいと思ひます。

○長谷川説明員 まことにごつともな御質問でありまして、私たちがいたしまして、せつ／＼増殖せられましてめん羊の毛が有利に販売せられることが、結局畜産の振興の基本である。従つてそれらのことにつきましても、いろいろ施策をやつておるのであります。が、実は羊毛の値段は主として濠洲等の價格に影響せられることが非常に大きく、先ほど来お話をいたしましたやうなことがときに起ることを、非常に遺憾としておるのであります。できれば各府県單位に、農民の共同組織によつて毛の集荷組織をつくり上げ、それに集まりました毛を全國的な、大規模な生産工場によつて処理するといふやうな施策をとりたいて考へまして、目下關係の方面といつて折衝しておるやうな状況でございます。私どももいたしましては、できるだけすみやかにそういう組織をつくりたいと考へておる次第であります。

○宮腰委員 ところが濠洲から入つて来る羊毛と日本産の羊毛との開きが、一貫について五百円なり千円近くの相違をするときもあるがために、當利會社としてはどうも買入ることができない。なるべくならばそういうものを買わないで、輸入した方が得た、こういうことを言つておられる会社が大部分です。私も農村に非常によれ／＼といつてやりました結果、そういうことが發生

した關係上、政治家といふものは非常にうそをつくものだ。これだけわれわれが寝食を忘れて七百頭も飼つてやつたところが、かえつて赤字になつてしまつた。そういうわれ／＼が織物でもどこでもたずねて参りますと、私のところは買付公社から買入から買付公社へ行つてくれ、しかし私のところは外国の輸入の羊毛を買入より安く買入らうといふことであつた。しかし現在の紡績会社あたりは、今年度はとん／＼ぐらいでしようが、昨年度は一社について五億なり六億なりの赤字を出してあります。従つて國策上、犠牲を払つてもいいから、これは買つてくれなければ、將來あなたの方のためによくない。もしも國際的な事案が起きて、そういうものが輸入できないといふことになれば、これは自給自足から考へても大きな問題だから、ぜひ多少の犠牲を払つても協力してほしいと言ひます。これは農林省の畜産局なり農政局あたりがやることであつて、農政局あたりに協力してもらわなければどうもいけません。こういうふうに責任を輕視してゐるのは、營業上の立場からこれは當然だと思ひます。これは全國的な問題で、早急に片づけなければ、農民はめん羊を飼うやうなことはやになくなつて来るのではないか。その点を特に御注意いただきまして、積極的な対策を講ずるとか、あるいはまた府県に對して、いろいろ積極的な指導を與えてもらわなければ、私は多角的農業経営をやらなければならぬこの東北の零細な農民は、破産状態になるのではないかと思ひます。われ／＼もそういう点で、いなかへ帰るたびに、政治家と

した關係上、政治家といふものは非常にうそをつくものだ。これだけわれわれが寝食を忘れて七百頭も飼つてやつたところが、かえつて赤字になつてしまつた。そういうわれ／＼が織物でもどこでもたずねて参りますと、私のところは買付公社から買入から買付公社へ行つてくれ、しかし私のところは外国の輸入の羊毛を買入より安く買入らうといふことであつた。しかし現在の紡績会社あたりは、今年度はとん／＼ぐらいでしようが、昨年度は一社について五億なり六億なりの赤字を出してあります。従つて國策上、犠牲を払つてもいいから、これは買つてくれなければ、將來あなたの方のためによくない。もしも國際的な事案が起きて、そういうものが輸入できないといふことになれば、これは自給自足から考へても大きな問題だから、ぜひ多少の犠牲を払つても協力してほしいと言ひます。これは農林省の畜産局なり農政局あたりがやることであつて、農政局あたりに協力してもらわなければどうもいけません。こういうふうに責任を輕視してゐるのは、營業上の立場からこれは當然だと思ひます。これは全國的な問題で、早急に片づけなければ、農民はめん羊を飼うやうなことはやになくなつて来るのではないか。その点を特に御注意いただきまして、積極的な対策を講ずるとか、あるいはまた府県に對して、いろいろ積極的な指導を與えてもらわなければ、私は多角的農業経営をやらなければならぬこの東北の零細な農民は、破産状態になるのではないかと思ひます。われ／＼もそういう点で、いなかへ帰るたびに、政治家と

した關係上、政治家といふものは非常にうそをつくものだ。これだけわれわれが寝食を忘れて七百頭も飼つてやつたところが、かえつて赤字になつてしまつた。そういうわれ／＼が織物でもどこでもたずねて参りますと、私のところは買付公社から買入から買付公社へ行つてくれ、しかし私のところは外国の輸入の羊毛を買入より安く買入らうといふことであつた。しかし現在の紡績会社あたりは、今年度はとん／＼ぐらいでしようが、昨年度は一社について五億なり六億なりの赤字を出してあります。従つて國策上、犠牲を払つてもいいから、これは買つてくれなければ、將來あなたの方のためによくない。もしも國際的な事案が起きて、そういうものが輸入できないといふことになれば、これは自給自足から考へても大きな問題だから、ぜひ多少の犠牲を払つても協力してほしいと言ひます。これは農林省の畜産局なり農政局あたりがやることであつて、農政局あたりに協力してもらわなければどうもいけません。こういうふうに責任を輕視してゐるのは、營業上の立場からこれは當然だと思ひます。これは全國的な問題で、早急に片づけなければ、農民はめん羊を飼うやうなことはやになくなつて来るのではないか。その点を特に御注意いただきまして、積極的な対策を講ずるとか、あるいはまた府県に對して、いろいろ積極的な指導を與えてもらわなければ、私は多角的農業経営をやらなければならぬこの東北の零細な農民は、破産状態になるのではないかと思ひます。われ／＼もそういう点で、いなかへ帰るたびに、政治家と

いうものは、うそばかりついていると
いうことをたび／＼言われるもので、
立場上困つて、私は全国的にそういう
会社に体当りしておるのです。ところ
が輸入価格の方が安いものですから、
それを買う。現在に至つても、倉庫に
一ぱい積んで、いつその金が入るか悩
んでいる状態です。この点をもう少し
積極的なやらなければ、私は畜産関係
というものはゼロになつて行くのでは
ないかと思ふ。どうぞその点十分御研
究の上御指導願ひたい。

○川野委員 私の質問はすでに同僚委
員から質問があつたかとも考えるので
ありますが、農民にとりまして重要な
問題でございますので、もし質問があ
つた問題でございまして、重ねて御
答弁を願ひたいと思ひます。

来年は共済保険の料率の改正があ
る、こういうことである／＼御検討に
相なつておるといふことを承るわけ
であります、連合会側は政府負担を七
割にしてもらいたい、こういうような
強い要望をいたしておるのでございま
すが、この保険料率の改正問題につ
いて、政府はどういうふうにお考えにな
つておりますか、御答弁願ひたいと存
じます。

○東畑政府委員 共済組合連合会長の
案というものが、ただいまおつしやい
ましたように七割一分国庫負担、要す
るに料率そのものは六・八二〇〇とい
うことになつておりますが、その七割
一分、四・八三二〇を国庫で負担すべ
きではないかという連合会長の案とい
うものを、われ／＼は了承いたしてお
ります。私どもが事務的にいろいろ考
へました点は、先ほど申し上げました
うに六割二分程度を国庫で負担する、

三割八分程度を農民に負担していただ
くという案で、今事務的な折衝をいた
しておりますが、最後の結論まで達し
ません。その根拠はどこに相違があり
ますかと申し上げますと、先ほど申し
上げたと思うのでありますが、全国で
通常一番掛金の低い県、今回の料率改
正では鳥取県でございまして、その安
全増増しを除きました分だけは、これ
を全国の農家に全部負担していただく
という点であります。連合会長の案で
行きますと、それをやはり国が半分持
つてくれといふことであります。われ
われといたしましては、全国の最低共
済掛金率だけは、ひとつ全国の農民に
負担していただきたい。それをほみ出
した分は、農民が半分、国が半分にな
る。もちろんこまかく申しますと安全
増分といふものがあるが、安全増
増分といふものは全部国で負担する
といふことによつて、七割一分の案が六
割二分といふ国庫負担の割合になつて
おります。今一応それで参りますと、
大体におきまして今の農家の負担絶対
額と、料率改訂後の農家の負担絶対額
とはどう変化しない。先ほど申し上げ
た約四十億程度にかわらない。もち
ろん米価等がパリティで上りますので、
今五千三百円といふことになつて
おりますが、今回の料率改訂では五千
七百円程度の平均の担当の掛金、共済
金を考へております。それにもかかわ
らず絶対の負担額が上らないといふこ
とが、事務当局として一番いい一つ
の案ではないかといふので、いろいろ
折衝いたしておるのでありますが、こ
れは事国家財政と関係がありますので、
最後の決定に至らない次第であり
ます。

○川野委員 実は農民がつくり米
等におきましては、御承知のように非
常に低価格政策のために押えられてお
るような現状でございまして、どう
かひとつ農民の要望いたしまする国費
負担七割、こういうことにさらに御努
力願ひたいと思ひます。

次に先ほど三宅代議士から御質問が
ございまして共済金の早期支払いの問
題であります、この問題につきまし
ては、局長におかされては、実は各県
の調査がひまどるために支払いが遅れ
ておる、こういう御答弁であつたかの
ように承つております。私が調査いた
すところによりまして、大体水稲等に
おきましては、各県におきましては、
十一月末には大体数字が出ておるよう
であります。十一月末数字が出てい
るにかかわらず、保険金の支払い
は五月ないし六月になつてゐる。これ
はどういうわけかとだん／＼調べてみ
ますと、結局政府の支払いが遅れる、こ
ういふことに因があるようございま
す。さきの答弁は、各県の連合体の調
査が遅れるために支払いが遅れる、こ
ういふような御答弁でございまして、
私の調査によりまして、そうではなく
て、政府の送金が遅れるから遅れる、
こういうふうになつてゐると存する
のでございまして、この点についてさ
らに御答弁を願ひたいと思ひます。

○東畑政府委員 各県の調査で損害が
決定いたしました場合におきましては、
基金等がございまして、なるたけ
けすみやかに支払われるようにやりた
いと思ひます。具体的な事務は私はこ
まかくは存じておりませんので、今後
も国の支払いが遅れることが、保険
金の支払いが遅れる原因であります。

ば、特別会計の事務当局を督促いたし
まして、そういうことがないように努
めたいと思ひます。

○川野委員 共済保険金をもらいま
すというものは、大体毎年きまつてい
るようであります。災害県といふもの
はほとんど毎年きまつております。従
つて災害県といふことに相なつており
ますので、どうかひとつ早目に保険金
の支払いをいただくように、御努力を
願ひたいと思ひます。

さらに今年の災害にはいろいろ原因
もございまして、病虫害に対する薬
品がなかつた、こういうことが一つの
大きな原因に相なつてゐるようござ
います。そこで私はどうして薬品が今
年は少なかつたかといふことをだん
だん調査しますと、割合に昨年は病虫
害がなかつた。従つて昨年の薬品とい
うものは全然余つてゐる。そこで今年
は薬品の製造を手控えた。そのために
本年の災害に際しまして薬品が少な
かつた、こういうことに因があるよう
に、私の調査ではなつたわけでありま
す。そこでどうしてもこれは一年分
けに、私の調査ではなつたわけであり
ます。そこでもう一つ御構想を承つて
みたいと思ひます。

○東畑政府委員 農薬のうちの一
要の多いものはBHCと硫酸銅だと考
へます。この二つの品目のうち硫酸銅
等は若干確保がなかつたかと思ひ
ます。BHCにつきましては、本年は
うんかが激甚をきわめて、従来の

需要以上に急激な需要が起つたため
に、若干入手が困難であつたかと考
へます。先ほどの御質問にありました
うに、ある程度の備蓄的なものを持
つてはどうかというお話でございま
した。われ／＼といたしまして、今日
植物防疫法というものが通過いたしま
したので、植物防疫法に基づきまして、
うんか、いもち等につきまして約五万
歩分ずつの農薬等につきまして、備
蓄をいたすという制度を突は確立いた
したわけでありまして、今回の補正予
算に關しまして、利子、保管料、欠損、事
務取扱費等の予算の請求をいたしてお
るのであります。これは来年度の災害
を見込みまして、一応五万歩相当分
の硫酸銅、BHC等の備蓄をいたすとい
う考えでおるのであります。政府が
備蓄するんじやございせんので、民
間にやらせまして、その利子なり損
耗に對して国が補填をするといふ考
え方をもちまして、現在来ておるよう
な次第であります。来年度等からは、
本年度のように災害が起りましたも
つと急速に農薬の入手が農民にでき
るんじやないかという考え方、立案
をいたしておる次第であります。

○川野委員 最後に共済団体の事務費
の問題をお尋ねしておきたいと存す
わけでありまして。

これは大体輪郭はこういうことにな
つておりますが、突際問題として
は三分の一程度を持つていただいて
おる、こういう現状のようであります。
そこで突は災害保険をもらふ県が、先
ほど申しましたようにほとんど毎年同
一県であるかと存じます。これは災害
のためにもらふ県が多いのでござい
ますが、災害県といふのは毎年々々繰

返してある、こういうことで、私の選挙区でございませう宮崎県のごときは、もう御承知のように五、六回台風がございまして、従つてその調査等におきましては、相当人手もいるというやうなことで、非常に事務の煩雜、さらに経費がいりまして赤字に悩んでおる、こういう実情でございませうが、こういう特別県に對しましては、さらに特別の事務の負担を願うのが至当じやないかと私は考へるのでございませうが、これに對してひとつ御当局の考へを伺つておきたいと思ひます。

○東郷政府委員 保險につきましては、事務費はその一部なり、人件費等につきましては國庫負担をいたしております。昨年末端等につきましては所期の通り増加をいたしました。われわれとしましては連合会、市町村等を通じて、損害評價は相當事務費がかさみますので、これの國庫負担の増額等について実は検討中でございますが、各県等の実情等に即しまして、現在の既定予算のわく内においても、合理的に運用するかどうかという問題等につきましては、御質問の趣旨等をしんじやくして検討してみたいと考へます。

○川野委員 物価の値上り、さらに給與ベースの引上げ、こういう点もございませうので、ぜひひとつ地方団体の事務費の増額という点につきましては、さらに一段の御努力を御希望申し上げる次第でございませう。

○小山委員 農業共済再保險特別会計における家畜再保險金の支払財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案、これにつきましては質

疑も終つたやうでございませうから、この際質疑を打ち切り、討論は午後まわされんことを要望いたします。

○夏堀委員 小山君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○夏堀委員 御異議ないやうでありますから、さう決定いたします。休憩いたします。午後は一時半から會議を開きます。

午後零時三十四分休憩

午後四時三十分開議

○西村(直)委員 代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

まず外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告がありますからこれを許します。小山長規提。

○小山委員 この提案理由が非常に読みにくかったので、なか／＼理解しにくかつたのでありますが、だん／＼読んで行くうちにわかつて来たので、疑問の点はあまりないのでありますが、ただ一点だけ伺つておきたいのは、提案理由の後半の方に、「外國資金の管理権が日本政府に委譲されてからは、實際の取扱ひにおきましては、日本銀行から外國為替銀行に再委任しているのであります」と、こう書いてあります。現在日本銀行から外國為替銀行に再委任をいたしているというのであります。しかるに今度の提案理由によりまして、現行の外國為替資金特別會計法におきましては、外國為替管理委員會の業務の委任は、日本銀行に對してなし得る規定があるにとどまらず、この際日本銀行が、その委任さ

れた事務の一部を外國為替銀行に再委任し得る旨を規定したい、こういうのであります。しからば、現在やつておるのはどういふ根據でこれをやつておられるのか。そして現在それが合法的に行われておるならば、なぜこの法律改正の必要があるのか。その一点だけ聞いておけばよろしいのであります。

○大久保政府委員 お答え申し上げます。御指摘の点はまことにごつともな点でございまして、現在もうすでに外貨資金の移管を受けまして、委員會は資金の運営の事務を日本銀行に一任し、日本銀行は委員會の指示に基きまして、外國為替銀行にその委任された事務の一部だけを、再委任いたしておるわけでございませう。この点につきましては、外國為替資金特別會計法に、單に日本銀行に對して事務の一部を取扱わせることができると規定があるにかかわらず、為替銀行に對して再委任の規定がございせんので、はたして再委任ができるかどうかという疑問は、私どももいたしまして当初から持つたわけでございませう。ところで、私自身法律にあまり得意ではございせんので、この点につきまして法律の専門家の意見等を取りまして、その解釈に従つたわけでございませうが、その解釈と申しますのは、委員會が會計法第六條の規定に基きまして、日本銀行に取引上の行為を委任する。ところでその取引上の行為というものは、つまり為替銀行の買ひとつた外貨手形を委員會勘定に預け入れる、あるいはこちらで日本向けの輸出ビルが振り出されまして、外國の銀行で払われます際

に、委員會勘定から支払うという取引

上の行為でございませうが、これは一般の商行為上の取引と全然性質が違つないわけで、私法上の行為であるから、委員會と日本銀行との關係は民法上の代理の關係であり、民法の規定に従つて規制するべきものである。民法の規定によりまして、日本銀行は復代理人を選任することができまして、その復代理人の選任、あるいは監督の責めに任ずるわけでございませうが、こういうふうに、日本銀行に對する委任行為自体は、すべて民法の規定の適用がある適用されるので、民法百五條の規定を適用するべきものだといふふうに考へられておるわけでございませう。それで委員會が復代理人の選任につきまして日本銀行に指示をし、あるいは日本銀行が選任いたします場合に許諾を與える。その復代理人の選任に對して許諾するとか、あるいは指示するといふことについてはたして妥当であるかという点について、委員會としてはあるいは行政上の責任があるかもしれない。しかしながら復代理人の選任という事柄自体は民法上有効でありまして、その効力には何ら影響がないのだ、そういうふうな法律家の意見であつたのであります。一、二そういう意見を確かめまして、つまりこういう取引上の行為といふものは私法上の行為であるから、民法の規定に従つてできるのである、合法的にできるといふ意見も確か

りました。なおかつ總司令部から外貨の移管を受けましたのは、ドルの資金につきましては八月の十六日、ポンドの資金につきましては十月の二日からございませうが、従来は為替銀行を總司令部の復代理人といたしまして、円滑に為替取引を行わせておつたわけで

あります。そういう点から見まして、円滑にこれを行うためには、どうしてもそういう法律關係をつくつておきたいと困りますので、実行いたしたわけでありませう。ところで特別會計法との関連におきまして、それをやはり再委任ができるということ、明示しておくことが必要であるという意向をもちまして、為替銀行の委員會に對する地位を明確にする。そういうことがどうしても資金の円滑な運用をはかるのに必要である、そういうふうに考へましたので、今回の法案を提出いたしました。今回の法案を提出いたしました。そう考へた次第であります。

○小山委員 ただいまの説明でわかりましたが、さういたしますと、日本銀行に再委任ができるという法律ができまして、日本銀行は日本銀行の考へで外國為替銀行を選定できる、こういうふうになるのであります。それともやはり委任者でありますところの外國為替管理委員會の意を受けなければ、再委任はできないのであります。そのところをひとつ……

○大久保政府委員 これは再委任を日本銀行がいたしますのに、日本銀行限りではできないのでございまして、あるいは為替銀行に再委任しようと思へば、それは委員會の指示によつて再委任する。あるいは日銀がこれ／＼の銀行に事務の一部を委任したいが承認してくれといふことで、委員會が許諾を與えるといふことが必要だと考へておる次第でございませう。

○小山委員 お考へを伺ひましたが、法律上はどうなつておりますか。

○大久保政府委員 法律上は委員會のたしか「指示する」ところに従ひ、とい

うようになつておりますが、これは委員が指示する場合、あるいは日銀から再委任について委員会の許諾を求めるといふ場合、両方含めて規定したつもりであります。

○官報委員 たいだいま質疑中の外国為替資金特別会計法の問題であります。これは大体質疑が終えておることだらうと思ふ。私は他の委員会との関連で、一応お尋ねをする機会がなかつたのでありますが、最後に總括的な意味で、あるいは今までの質疑の中で出なかつたのではなからうかと思ふ。これを、お尋ねしたいのであります。それに先だつてたしか有田委員だと思ひましたが、外為の機構改革の問題について、関係当局間の意見の相違の問題について何か尋ねておられたようでありました。私もそのとき聞いておりました。途中退席したわけでありましたが、そのとき伺いましたところでは、無事に済んだという話を聞いたわけ、また予算委員会において大蔵大臣との質疑の間に、おきまして、その点ははつきりいたしました。外為の機構は存続する。しかしながらどこか機構の改革をしなければならぬ。この場合は、これと同様の機構はどこかに残すつもりであるといふことを、大蔵大臣も言われておるわけでありました。ただいま渡英中の木内委員長と当時の大蔵省丹山事務次官との間の話題が流れたことから、いろいろ誤解がまだ残つておるのであります。そこでなべくわだでない部分だけを、二、三伺つてみたいのであります。木内委員長のお説によりますと、為替管理と貿易管理が大蔵省と通商省に分離されるような事態になりますと、これは立

体的な運用ができない。やはり中間の中間的なボードがあつてこそ、その運用ができるのだ。こういうことを主眼として説明しておられました。この点においては私も大きな異議を持つておらないものであります。将来は別といたしまして、当面としてはそうであらうと考へておられますが、その次に、言葉を率直に申さしていただくことができるとしましたならば、まことに奇怪千万という言葉が當るであらうと思ひます。言葉がある。これは早いうちにひとつ聞いておきたいと思つたのであります。あまり多岐にわたることでは好ましくない事柄でありますので、差控えておりました。外為の機構を大蔵大臣のもとに置くことは、一応政治的な責任ははつきりするのであります。重要な一國の為替政策が政党政治に左右されるおそれがある。従つてこれは国際信用にも関することになるから、現在の外為の機構を存続すべきであるという議論を強調しておられた。一体現在の内閣も政党内閣であり、政党政治によつて現在運営されておる。それが政党政治に左右されるからどうもおもしろくないから、外為という中間ボードを置くべきだ。こういう木内委員長のお説には残念ながら私も賛成できない。無事に話合となつておりました中にも、まだ現在お留守でありますから、大久保さんにお伺いすることはまことにお気の毒千萬であります。委員の中にかような空氣が残つておるといたしまして、ならば、私も将来にわたつて十分

外為を国会の立場において、失礼ではあります。監視する意味に、見方をか

えて行くといふような方向に行かなければならない。政党政治に左右されるおそれがあるから、これは大蔵省にやればよいのだといふことは、今もそういふふうにお考へになつておるのか。決してむずかしい御答弁をいただかなくとも、かつこうでありまして、簡単に現在の外為委員会の空氣をお知らせいたせばそれで結構でございます。あるいは無理なお尋ねかもしれせんが、一応、この際はつきりしておきたい、かように思ひます。

○大久保政府委員 外国為替管理委員会は、御承知の通り現在の日本の貿易為替機構の中で、おもに外貨資金の運営という事務担当をいたしております。外貨資金の運営自体は、事柄は非常に簡単なようでござりますが、非常に複雑多岐にわたつております。御承知の通り会計自体が一つの銀行的な仕事をやつておるわけでございます。きわめて技術的と申しますか、あるいは金融の専門的と申しますか、そういう仕事をやつておりますので、委員会といたしましては、みづから為替政策を決定して、その政策を実行して行くという立場には立つていないと思つてございします。為替政策につきましては、これは各省の大臣の方々、大蔵大臣初めその他の方々が当然おきめになることとございまして、そのおきめになつた大きな一つの政策に沿ひまして、委員会としては外貨資金の運営についてきわめて技術的ではございしますが、一つの仕事を果して行きたい、そういうふうにお考へておるのであります。御指摘のように、委員会は政党政派の意向に超然たるべしといふような考へは持つておりません。ただ非常に技術的で

あつて、いわば無色のような働きをするところとございします。あるいは、そういうふうな世間に映つたかもしれませんが、御指摘のような意圖は持つておりません。御了承願ひたいと思ひます。

○官報委員 外貨資金の機械的な運営をするボードであるから、さうな考へは持つておらないという御答弁で、これは了承せざるを得ないと思つたのであります。木内さんがお帰りになつてからまた聞く機会があると思ひます。ただ大久保委員の言われますように、中立性を持つておるのでありますから、こういう言葉はひとつ今後お出しを願ひたいと思ひます。従つてこの際お願いいたしておきます。従つてこの際、丹山次官もこれに反駁しました。当時の文章でいいますと、身分保障の確保されている外為委員が、中立的な為替運営をはかるといつても、したいほうだいのことをされては困るではないかとやつておる。こうなつて来るとまづたくどろ試合で、国際信用にもまさ影響する。外為委員会が政治的に動かされは困ると心配する以上、こういうことのある方が国際信用を傷つける、かように考へますので、これは大蔵省にも、ただいま理財局長は帰つてしまつたようでありまして、ひとつ聞いておきたい。同時に外為委員会もぜひこれを争つていただきたうな、外為委員会の本来の運営ということについて、専念していただきたい。従ひまして本問題は、これ以上これを伺いますと、少しいやらしい

感じもいたしますので、もう質問も終る時期でありますので、ひとつ希望的な意見を申し上げまして、お願ひするわけであります。

次に簡単なことを一つお伺ひいたしますが、外銀ユーザンスをどうしてもやらなければならぬ日本の為替事情になつております。この点につきましてのお見通しは、すでに委員会において述べられておることと思ひますが、日銀ユーザンスも質手に切りかえられる、こういうわけでありまして、日銀の信用膨脹等にもらみ合せますと、外銀ユーザンスの見通しということは、為替政策上大きな問題であります。この外銀ユーザンスの問題につきまして、外為委員会としてのお立場はどんなになつておりますか、お伺ひいたします。

○大久保政府委員 外銀ユーザンスにつきまして、一つの最近の問題といたしましては、米綿の輸入につきまして、輸出入銀行から相当長期のクレジットを得まして、輸入の促進をはかるという構想で、先方と折衝いたしておりました。これはまだ折衝の段階で、この席でははつきり申し上げにくいのでございしますが、私どもの見通しといたしましては、おそらくこれが成立するものは可能ではないかと思ひます。大体新聞等にも伝えられましたごとく、全額は四千万ドル見当、利息もアメリカの市中金利よりも下まるかなり低利のものであります。期間も綿花の加工から輸出までになつて、相当長期の期間といふことになつております。なお外為委員会といたしましては、できるならばその他の物資の輸入につきまして、ドルのいわゆるユーザンスの制度

を導入いたしました。輸入貿易の金融面をできるだけ正常化したしまして、同時に輸入の促進にも資するという考で、施策をやつて参つておるのでございます。ただこれをいいたしましては、ただいまのいわゆる日本のユーザンスと違ひまして、外為特別会計の円資金の収入が時期的に相当する関係上、円不足を若干助長する懸念があるわけでありまして、計算上そういうふうになつて参ります。それでこれにつきましては、なお円資金の手当等にもらひ合せませんことには、ただこの制度が輸入の促進上、あるいは為替金融の正常化だけで、望ましいからやるということにはなりませんので、ただいま関係方面とも話し合つておるわけでございます。先の見通しにつきましては、まだ何とも申し上げかねる事情にあるわけでございます。

○實務委員 綿花の問題で四千万ドルのクレジットの供與の問題は、ただいま御説明を聞いて、一般的情報とおおむね同一でありますので、まあいつころな方向であると思つております。ただいま円資金の不足というお話もありましたが、現在ドル貨が比較的多く、六億ドルを越えておるようでありまして、そういうふうな手持ちがありますことは、輸出が振つたという結果から来たものでなく、輸入の不振ということの方が大きな原因であります。將來やはりドル不足ということが当然現われて参るわけでありまして、そのドル不足補充のためには、これは外為だけにお尋ねすることは當つていまいせんから、ごく簡単に申しますが、ひとつ手を打たなければならぬ。このことはそれ／＼関係の行政庁とも御連絡の

上、やつていただくことだと思ひますが、さしたつて、ドル・ユーザンスの問題は、最も積極的によつていただかなかつたら、日本のドル地域に對して、たとへば從來やつて参りました毛織物の輸出と申しますと、これはほとんどポンド地域に限定されて、ドル地域に流れておりません。こういうようなものは、たとへば輸出信用保險法を改正いたしまして、こういう相場の変動のはげしい商品については、価格の変動等に対する問題も信用保險のリスクに加へまして、そうして為替政策の問題を検討していただく、われわれはこういうことを期待して参ります。それにしても、何としてもドルのユーザンスが実施されなければ、外貨及び国内円資金の金繰りの問題におきましても好都合にならぬ、こう思ひますので、この点におきましては、適當にひとつ、外為も單に機械的な外貨の運用ということではなくて、やはり一つの政策的な見方に立たれて、今後の御努力を切望してやまないのであります。

次は、この間ちよつと情報をお聞かせしたのでありますが、外為特別会計の借入金金の限度はたしか五百億圓だつたと思ひますが、それももうすでに使い盡してしまつた。手持ち外貨が多いから、これに見合う円資金が必要だということになるのは當然であります。その結果どうしても円資金の三十億圓に底をついてしまつた、何とかしなければならぬといふので、外為で日銀に三千万ドルかたしスワップをしたといふ情報を聞いたのですが、實際おやりになつたかどうか。やつたといひました

て、この先取り買ひもどしということをやりますことは、これは窓口で申しますと一つの變形借入金だと思ひます。借入金金の限度は国会の承認を得てやることになつておる。日銀ユーザンスの形で外貨を日銀に売つたといふことはあるわけでありまして、けれども、それ以外において円資金の枯渇から三千万ドルを日銀にスワップしたといふことは、少しりくつをこねるようになりまして、あるいは国会の承認を得ないでやります變形借入金金である、こういうような感じが私はするのであります。この点についての率直な御意見を承りたい。實際三千万ドルをスワップしたのかどうか。スワップしたのは、借入金金の限度を越えた上において足りなくなつたから、ドルを売つて日銀から借り入れた、これは變形借入金金だ、こういう感じは私は受けるのであります。この点についていかがでありますか。

○大久保政府委員 お尋ねの日銀にドルを三千万ドル売りまして円資金を調達したしたのは、先だつて実行いたしましたところでございます。外為特別会計といたしましては非常な受身な立場にございまして、輸出が増進し特需がふえれば、それだけの円資金はどうしてもいふのでございまして、貿易をとめるわけに参りませんので円資金をどうしても要する。御指摘のように、本年度の借入れ限度といたしましては五百億を定められましたが、すでに五百億を借り切つてゐる。その場合に委員会といたしましては残された円資金の調達方法といたしまして、日銀に外貨を売る、必要がなくなれば外貨を買ひもどすという取引はやむを得ないことだと

思ふ。日本銀行のユーザンス制度におきまして、外貨を売つて円調達をいたしておるのであります。幾らか性質は違ひますが、やたり日銀の資金をもつて借入れのほかに、円資金を調達して行くという方法は從來もつてゐるのでございまして、先だつて必要な最小限度におきまして調達したわけでありまして。

○實務委員 まあそれでおやりになつても私は變形借入金のような氣持がする。しかしやむを得ない、受身だからやらなければならぬ、これもわかる。ところがもしそういうことが起るとしますれば、外為特別会計法を改正する必要があるのではないか。もしそういうことをするのでなければ、円資金との見合ひは外為が獨立してゐるためにうまく行かないといふことを吹聴されて参りますと、結局外為の機構といふものは、大蔵省の国内金融と一元的な管理運営をすべきだといふ意見が有力になつて参り、そこで外為特別会計は、スワップすることが當然法律の上においてでき得るということをお考えになる方がよいやないかと私は思ふ。今度のスワップにいたしましては、いわば補正予算成立までという條件付らしい。補正予算が成立しますとインヴェントリによりまして資金の調達をする、こういうことになるのであります。補正予算が成立しなからうといふようなことは考えませんが、インヴェントリになる資金を他の資金に運用して参る場合には、これは日銀の信用の膨脹と當然にらみ合せになり、決してただ一機構のボードである外為委員会だけの関係ではないので、国内の資金繰りというものに重大なる影響

がある。ただ外為が円資金が不足だから、やむを得ないからこれをスワップするのだというように、どうも簡単に考えることが私は間違ひじやないかと思ふ。またこれは將來にわたつてせむとも外為特別会計を存続する限り、改正の必要があるものだと考へる。これは議員提出等われ／＼の方で御注文すべきものではない。外為自身がお考えになつて改正すべきものと考えます。どうかこの点は研究せられて、ひとつ善処していただきたい。ただ外為だけでスワップして円資金を調達するということになると、これがたび重なつて参りますと、国内円資金から見ましてインフレーションの要因になるとも言えるわけでありまして。そこでやはり為替政策と金融政策といふものが、一元的に運用されなければならぬ。従つて外為などといふものはない方がよいという議論にまで發展してしまふ。これはまことに老練的言ひ方であるいは失礼かもしれませんが、切実にひとつお考えを願ひたい、かように考へます。

その他最近問題になつておる日米航海通商條約の場合の外貨保護の問題等につきまして、実は時間の余裕がありますれば少し御研究のほども伺ひまして、これらのことを將來にわたる問題として検討して参りたいのであります。何分にもこういう時間でありまして、直接この法案に關係がありまされ、これは次の機会まで差控えておきます。

そこでただ一つ最後に事務的のお伺ひをいたしますが、今まで司令部にありました外貨管理権が日本に移されたことは、すでに皆さんも御承知の通り

であります。またオープン・アカウ
ントの地域において、外貨の移管され
ていない部分があると思ふのです。現
在オープン・アカウントの地域におき
まして、移管されたものとされないもの
とのお調べがお手元にあります。もし
お調べが、お手元にあるものでないな
らば、この際にお知らせを願ひたい。も
しお手元にあるものでないなら、この
法案通過後で待つて置くのでありま
す。外貨委員会として委員全
部に資料として御配付を願ひたい。き
ようはこの程度で私の総括的な最後の
質問を終ることにいたします。

○大久保政府委員 ただいまのお尋ね
のオープン・アカウントの引継ぎでござ
います。一部終了したのもござ
います。まだ済んでいないものもござ
います。私に記憶いたしてござ
います。こちらに資料も持つて参つ
ておりませんので、仰せに従ひまして
後刻調べまして資料をお手元に差上げ
たい。かように御了承願ひます。

○宮崎委員 ひとつその資料をいただ
くについてはお願ひしておきますが、
オープン・アカウントの現状、これは
外貨を管理しているのですが、その相
手国との間のスウィング・アカウント
の關係がもし外貨でわかりましたら、
参考までに付記していただきたい。ス
ウィング・アカウントはどうなつてい
るか。

○大久保政府委員 スウィングの限度
ですか。

○宮崎委員 限度はわかつています。現
状はどうなつているか。スウィングの
振子が振れているか。その決済關係を
ひとつ聞いておきたい。わからなけれ
ば別に私調べますけれども、外貨でわ
かりましたらいつにひとつやつてい

ただきたい。

○西村(直)委員長代理 本案について
他に御質疑はありませんか。——他に
御質疑がなければ、本案に対する質疑
はこれにて終局いたしました。次会に
おいて討論採決に入ることとしたし
たいと思ひますが、御異議ありません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○西村(直)委員長代理 御異議なけれ
ば、さよう決定いたします。

○西村(直)委員長代理 なおこの際お
諮りいたします。未復員者給與法等の
一部を改正する法律案に対し、海外同
胞引揚特別委員長若林義孝君より発言
を求められております。この際これを
許すことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○西村(直)委員長代理 御異議がなけ
れば発言を許します。若林義孝君。

○若林海外同胞引揚に關する特別委員
長 ただいま本委員会におきまして御
審議中の、未復員者給與法等の一部を
改正する法律案に關しましては、海外
同胞引揚に關する特別委員会といたし
まして、過般來參議院の在外同胞引
揚問題に關する特別委員会と、同じく
引揚者に対する切実な問題として、そ
の改正につき慎重に調査検討を行つて
参つたのであります。その調査の過
程におきましては、特にこの法案の内
容であります復員患者に対する療養期
間の延長並びに障害一時金の増額、診
療費その他の帳簿の検査等につきまし
て、多数の意見も出ましたほか、この
法案にありません点、すなわち遺骨引
取りに要する経費、及び未復員者の俸
給についても増額すべきであるとの改

正意見が出まして、ともく検討を
行つた次第であります。今日この法律
案が本委員会において審議されるに際
し、この海外同胞引揚に關する特別委
員会における調査検討の際の意見と、
その概要を申し上げておきます。本
委員会の審査の上におきまして、多少
なりとも御参考に供する点があるやと
存するのであります。

○西村(直)委員長代理 参議院の提
案者より趣旨の説明がありましたもの
と存じますが、未復員者給與法という
法律は、元陸海軍に属しておりました
軍人軍属で、未復員者に対しての各
種の給與を規定した法律であります。
この法律に規定されております給與の
種類は、未復員者の俸給、扶養家族に
對する手当、療養旅費、遺骨引取り経
費、遺骨埋葬費、復員患者に対する療
養期間の延長及び障害一時金でありま
す。本法案はこのうち復員患者に對
する療養期間の延長と、障害一時金の
増額及び療養の際の診療費その他の帳
簿を検査させ、療養を適正ならしめる
べく改正しようとするのであります。

○西村(直)委員長代理 本法案の内容
につきましては、第十国会以来種々問
題となり、慎重に調査検討を加え、改正
立案をする運びになつたのであり
ますが、諸般の事情により現在まで延
び、また療養期間の延長については第
十一国会当初より問題となり、数回に
わたり関係当局とをわめて真摯なる質
疑応答を重ね、検討した結果、三年間
あるいは必要期間延長すべきである
という結論のもとに、海外同胞引揚に
關する特別委員会においては改正立案に
着手し、閉会中も引き続き審議を継続し、
努力して参つたのであります。当初は

こちらの特別委員会より改正案を提出
するように予定しておりましたが、参
議院との折衝の結果、あちらより提出
するようになったのであります。そ
の趣旨も大体同様でありますので、こ
こにあらためて申し上げることをいた
しません。この法案における療養期
間の延長につきましては、経済的に惠
まれない復員患者に對し、重大なる問
題であります。現在この療養を受け
ている復員患者はなお六千六百三十名
に上り、しかもこのうちの約九〇%
が、本年の十二月二十八日をもつて法
に規定されている療養期間の三年が終
るのであります。この患者の大部分
は主として結核性疾患の患者。外傷
者、精神病患者であり、今後なお相当
の期間療養を必要とする者ばかりであ
ります。この法律による療養を打ち切
られますと、患者は一時金をもらいま
しても相当期間の療養もできず、どうし
ても生活保護法の適用を受けて行くほ
かはないのであります。国としても
これに對する処置に二重の手間をか
け、かつ財政上二重の負担となるばか
りでなく、患者としてもこの法による
療養に変更が加えられることは苦痛で
あります。これらの患者よりこの
面の苦衷を訴える声はまさに悲痛なも
のがございます。こういう点を考えま
すと、結局三年たつてもなおらない者
に對しては、療養期間を必要とする限
り延長することが一番妥當と考えるの
であります。

○西村(直)委員長代理 本改正案によりま
すれば、療養期間
につき現行の療養期間満了後も、引続
き療養の必要があることを認め、對し
て、国はさらに三年間療養を継続する
ことにならざるでありますが、三年間と
限定せず、必要な期間延長するとい

意見もありまして、大体従来の計算に
よりまして、毎年二五%ずつ減つて行
きますところより見ますれば、大差は
ないのであります。結核性の長期の
患者になりますと、かえつて限定しな
い方がよいのではないかと考えられる
点もありません。

次に障害一時金につきましては、厚
生年金保険法中の障害手当の倍額の増
額と並行して、現行の障害一時金最低
八百円から最高一万九千円を、二倍に
増額して支給しようとするのでありま
す。たとえ一瞬失明した者につ
いては七千五百円、最高の両眼が失明
した者でも一万九千円であり、はなは
だ少額に過ぎると思ふのであります。
また診療費その他の帳簿の検査につ
いては、療養を適正にする趣旨におい
ては、海外同胞引揚に關する特別委員
会の意見と同様であります。

なおこのほか海外同胞引揚に關
する特別委員会でも検討しております未
復員者給與法に對する改正を要する
点を申し上げます。第一は未復員者
の俸給の増額に對してであります。が、
現行は月額千円を支給することになつ
ております。現在の經濟事情よりい
まして、あまりに少額であります。
ので、この増額につき當局とも折衝を
續けて、でき得るならばこの際改正を
いたしたいと思つております。遺族
に對する援護との關係もありまして、
この点については結論がまだ出てい
ないものであります。結論を得次第改
正して行きたいと思つております。

準じて、二人につき五十キロを算定の基礎としております。その二千二百円の内訳は宿泊料が千二百八十円、日当六百四十円、鉄道運賃二百八十円でありますが、今回の鉄道運賃の質上げにより鉄道運賃は三百六十円になつたのでありますから、この値上りによります増額は切り上げつつ百円として、二千二百円は当然二千三百円に増額することが妥当と思われるのであります。これにつきましては当局との了解もありませんので、この際これについての改正も同時に行われればという意見もあるのであります。

以上大体において本案に関し、海外同胞引揚に関する特別委員会においての調査との関連せる点について申し述べましたが、この法案が本委員会で審議の上このように改正せられますことならば、現在療養中の患者並びにその関係者の喜びはいかばかりかと思われまふと同時に、さらに遺骨引取り経費等についても考慮せられて、検討くださればと存する次第であります。何とぞこの法案につきましては海外同胞引揚に関する特別委員会の意のほどをおくみとりを願ひ、慎重審議せられんことを希望してやまないであります。

○西村(重)委員長代理 本日は海外同胞引揚に関する特別委員長よりの意見を聴取いたしますにとどめまして、本案に対する質疑は次会において行うことといたしたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○西村(重)委員長代理 御異議なければ本日はこの程度にいたしまして、明日は午前十時より商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について、通

商産業委員会と連合審査を開催いたします。午後一時より本委員会を開会いたしますから、さよう御了承願います。本日はこれにて散会いたします。午後五時一分散会

〔参照〕

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕